

**介護保険料の減額制度**

65歳以上で、経済的理由により介護保険料の納付が困難な方で、次の基準①～③のいずれかに該当する場合は、申請により保険料額を所得段階の第1段階の金額に引き下げます。

- 基準①** 本人及び世帯全員が市市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方(介護保険料の所得段階が第2段階と第3段階の方)で、次の(1)～(3)をすべて満たしている方
- (1)世帯全員の前年の収入金額が、1人世帯144万円、2人世帯198万円(以降世帯員が1人増えるごとに54万円を加算)に満たない
  - (2)市町村市民税課税者に扶養されておらず、かつ医療保険の被扶養者となっていない
  - (3)世帯全員が、居住用以外に処分可能な土地又は家屋を所有しておらず、かつ預貯金の総額が350万円を超えない

**基準②** 基準①の要件を満たしていないが、生活保護法に規定する要保護者(保護を必要とする状態にある者)で保護申請をしない方

**基準③** 現金、預貯金、有価証券、生命保険及び損害保険があるために要保護者とならない方。ただし、これらを現金化した場合の合計額が、(50万円+世帯人数×50万円)以下である

※前年度に保険料の減額を受けられた方についても、今年度の保険料の減額を希望される場合は申請が必要です(自動更新ではありません)。

**申請・問合先** 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口)  
☎939・1164

**産前産後期間の国民年金保険料免除制度**

**対象** 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

**免除の期間** 出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間

※「出産」とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)をいいます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。出産予定日の6か月前から届出可能ですので、お早めに手続きしてください。

**手続きに必要なもの** 基礎年金番号が確認できるもの又はマイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、母子健康手帳など

**問合先** 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

**国民年金に関する届け出や相談に必要なもの**

国民年金に関する届け出や相談に来られる際は次の物をお持ちください。

①基礎年金番号が確認できるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など)又はマイナンバーが確認できるもの(通知カードやマイナンバーカードなど)

②本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

手続きの内容によっては、この他に必要なものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問合先** 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

**納付忘れはありませんか**

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を、期限内に納付していない方は、至急納付してください。納付できない事情がある方をご相談ください。

**問合先** 保険年金課収納担当(1階②番窓口) ☎939・1183

**令和6年度の国民健康保険料軽減判定所得基準の見直し**

世帯の前年中の所得が、決められた所得基準を下回っている場合は、保険料の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。このうち、5割・2割軽減の基準額が変更されます。

**5割軽減基準額**  
(改正前)43万円+29万円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円  
(改正後)43万円+29万5,000円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円

**2割軽減基準額**  
(改正前)43万円+53万5,000円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円  
(改正後)43万円+54万5,000円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円

令和6年度の国民健康保険料は6月に決定し、納付通知書は6月中旬に世帯宛てに郵送します。

※令和6年3月16日以降に所得の申告をされた方の情報は、納付通知書に反映されない場合があります。その場合は、7月以降に保険料を更正します。

**問合先** 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

**国民健康保険加入者の人間ドック受診費用を助成**

**対象** 次の要件をすべて満たす方

- ・受診日が、国民健康保険の給付開始日から1年以上継続して加入している
- ・受診日において、30歳以上75歳未満
- ・保険料を滞納していない
- ・助成を受ける年度において、特定健診を受けていない

**助成額** 受診費用から消費税を除いた額の半額(上限2万5000円)

※各種ポイントの利用や医療機関による値引きなどがある場合、それらの計算後の金額を「受診費用」とします。

**検査項目** (公社)日本人間ドック学会が掲げる当該年度の一日人間ドック基本検査項目に準じます。

※単独のオプション検査や脳ドック、PET検査など専門的な検査のみの受診は、助成の対象になりません。

**申請に必要なもの** 人間ドックを受診した方の国民健康保険被保険者証、領収書(受診者氏名の分かるもの)、受診結果表(写し可)、世帯主名義の通帳(ゆうちょ銀行も可)

**注意点**

- ・助成は、当該年度(4月1日から翌年3月31日)内で1回限りです。
- ・申請は、受診後2年以内に行ってください。
- ・医療機関に指定はありません。医療機関の窓口で、費用の全額をお支払いください。
- ・助成を受けた場合は、特定健診を受診できません。申請時に受診結果表の写しをいただき、特定健診の結果として反映します。
- ・助成を受けたあと、同じ年度内に特定健診を受診していたことが分かっていた場合、助成金を返金していただく場合があります。

**問合先** 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

**軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税**

**第1期納期限** 5月31日(金)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所で納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

**問合先** 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066



**保険・年金**

**40～74歳の国民健康保険加入の方限定！ 特定健診受診キャンペーン**

**3,000円分のQUOカードをプレゼント!**



**対象** 受診時に40歳以上の国保加入の方で①～③のいずれかに当てはまる方

- ①特定健診を受けた方
- ②職場の健康診断等の結果を提出された方
- ③人間ドックを受けた方

**対象となる受診日** 令和6年4月1日～令和7年3月31日

**注意点**

- ・②③の方は、結果を令和7年5月未までに提出してください。
- ・②の方は、ご連絡いただければ、返信用封筒を送付します。結果を郵送してください。血液検査等特定健診の検査項目を満たしている場合は、キャンペーンの対象となります。
- ・プレゼントの発送は、数か月遅れになります(申込不要・1回限り)。

**問合先** 【①②の方】保険年金課保健事業担当(1階②番窓口) ☎939・1353

【③の方】保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177



**税**

**軽自動車税(種別割)の減免申請受付**

身体障害者などで、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます(1人につき1台)。普通自動車などの自動車税(種別割)で減免を受けている場合は対象外です。

前年度から減免を受けている車両も、別途送付の減免申請書(継続用)を提出してください。

※申請書を提出する際、①マイナンバーが確認できる書類、②運転免許証など本人確認書類の両方が必要です。

※代理人が申請する際は、代理人の本人確認書類、委任状が必要です。

**申請期限** 5月31日(金)

**問合先** 税務課税制担当(2階②番窓口) ☎939・1068

**自動車税(種別割) 納期限 5月31日(金)**

府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、大阪府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストアで納付できます。

納付書の表面に印字されている「地方税統一QRコード」に対応した金融機関、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付なども可能です。詳しくは、大阪府ホームページを確認してください。

**問合先** 大阪府自動車税コールセンター ☎0570・020156

## 藤井寺市民音楽団員

楽器経験がある方、しばらく演奏していない方、一緒に合奏を楽しみませんか。

興味のある方、一度練習の見学にお越しください。

**練習日時** 毎週土曜日 18時～22時  
**場所** パープルホール多目的室又は小ホール

**対象** 高校生以上(未経験者不可)

**問合せ先** 藤井寺市民音楽団

☎090・5246・6797(関)

## 藤井寺市生涯学習審議会委員

生涯学習施策や図書館運営を審議するための委員会に参加していただける方を募集します。

**募集人数** 2人以内

**任期** 7月1日から2年間

**募集期間** 5月1日(水)～10日(金)

**資格要件** 任期中日時点で、満20歳以上の市内に在住、在学、又は在勤の方。ただし、所掌事項の利害関係人は除く。

**申込方法** 応募申込書に記入の上、アイセルシュラホール



まで持参又は郵送で

**選考方法** 面接及び書類選考

※会議は任期中4回程度。

※募集要項及び応募申込書は市ホームページからダウンロードできます。また、アイセルシュラホール3階窓口にも設置しています。

**申込・問合せ先** 生涯学習課生涯学習センター担当 ☎952・7800



## 河川愛護モニター

あなたの目で大和川を見守ってみませんか。

**募集人数** 藤井寺市を含む、大和川流域の市町で8人程度

**委嘱期間** 7月1日(月)から1年間

**資格要件** 大和川・石川近く(おおむね5km以内)にお住まいで、20歳以上の方

**謝礼** 月額4,580円(予定)

**申込期間** 5月22日(水)まで

**申込・問合せ先** 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 管理課 河川愛護モニター 募集係

☎971・1381



## 藤井寺市少年少女合唱団員

歌が好きな仲間を募集します。パープルホールでのコンサートや市内のイベントなどに参加しています。一緒に歌いませんか。

**練習日時** 月2、3回 いずれも土曜日 ※時間は事前に連絡します。

**場所** パープルホール

**対象** 3歳児から中学生

**費用** 3か月5,000円(会費)、入会金3,000円(制服管理費など)

**問合せ先** 藤井寺市少年少女合唱団

☎080・5304・3275(高市)

## 新しい区長を紹介

・青山地区 高倉 十九雄  
・藤ヶ丘1・2丁目地区

野久保 芳郎

・南岡地区 島田 博行  
(順不同、敬称略)

**問合せ先** 協働人權課広聴・協働担当 (1階④番窓口) ☎939・1331

## Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

**日時** 5月22日(水) 11時～

※気象状況などによって中止になる場合があります。

※5月は、毎月第4水曜日14時からの定期試験放送は行いません。

**問合せ先** 危機管理室災害対策担当 (4階⑥番窓口) ☎939・1190

## 市への寄贈

### ●地域貢献活動のために

絵本「はらぺこあおむし」他7冊 (四天王寺東高等学校2年8組)

### ●子どもの衛生管理・傷のケアのために

滅菌パッド 4万4,700枚  
防水滅菌パッド 1万5,500枚  
サージカルテープ不織布 4,800巻 (株)大和漢

市公式YouTubeチャンネル

## 「フジイデラテレビ」



チャンネル登録をお願いします!



## 市の耐震診断補助制度をご活用ください

ご存じですか?

耐震診断は概ね5,000円(※)の負担で受けられます。

※自己負担の目安は、建売住宅などの標準的な木造住宅で診断費用が5万5,000円(消費税込)の場合。

**対象建物** 昭和56年5月31日以前に建築されたもので現に使用されているもの

**対象者** 対象建物を所有する個人又は法人

**補助金額** (木造住宅の場合)耐震診断費用は1㎡あたり1100円以内(上限5万円)

※その他要件により対象とならない場合もありますので、事前に必ずお問い合わせください。

**問合せ先** 都市デザイン課開発指導・空家対策担当(4階④番窓口) ☎939・1207

## 各種情報

### マイナンバーカード 交付臨時窓口

**日時** 5月26日(日) 9時～12時

※カード交付業務のみ行います。

**場所** 市役所1階マイナンバー総合窓口

**交付に必要なもの** 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。



**問合せ先** 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357

## 「土のう」を配付

**対象** 道路や水路からの浸水防止用として「土のう」を必要とする方

**配付個数** 1軒あたり20個程度

**申込方法** 5月7日(火)から20日(月)までに電話又は窓口で

**問合せ先** 危機管理室災害対策担当(4階⑥番窓口) ☎939・1190



## 大阪府光化学スモッグ発令情報メールをご利用ください

被害を避けるため光化学スモッグ(※)予報・注意報の発令情報のお知らせを受け取りましょう。

光化学スモッグ発令情報のメール配信サービスの登録など詳しくはおおさか防災ネットをご確認ください。

(※)自動車や工場から排出されるガスに含まれる大気汚染物質が太陽の紫外線によって反応し、大気中で白くモヤがかかった状態になること



**問合せ先** 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口) ☎939・1074

## 太陽光パネル・蓄電池の共同購入参加者

太陽光パネル・蓄電池を府民みななどでオトクに購入する共同購入の参加者を募集しています。日々の生活に使う電気を自宅の屋根で発電できる太陽光パネル、そして発電した電気を夜間も有効に活用でき、災害時にも役立つ蓄電池を安心して導入できる機会です。

**参加登録期間** 9月11日(水)まで

※オンライン説明会も実施予定です。詳しくはホームページをご確認ください。



**問合せ先** 大阪府脱炭素・エネルギー政策課 ☎06・6210・9254

## 環境・安全

### 夏のエコスタイル実施中

温室効果ガス排出抑制のため、5月1日(水)から10月31日(木)まで、市庁舎や市内の各公共施設の室温を28℃に設定し、職員はノーネクタイなどの軽装で勤務します。ご理解をお願いします。

**問合せ先** 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口) ☎939・1074

### 令和5年度ダイオキシン類濃度の測定結果

柏羽藤環境事業組合のごみ焼却工場(柏羽藤クリーンセンター)などから排出されるダイオキシン類濃度(排ガス・ばいじん・排水)の令和5年度測定結果を柏羽藤環境事業組合ホームページで公表しています。



**問合せ先** 柏羽藤環境事業組合 ☎976・3333

### 事業系一般廃棄物の処理方法

商店、飲食店、事業所などから事業活動に伴って排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)は、法律により「自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

事業系一般廃棄物は、一般家庭から出される「家庭ごみ」として収集・処理できませんので、事業者は自ら処理場へ搬入されるか、市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に委任をしていただき、廃棄物の適正な処理をしてください。

※市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は市ホームページをご確認ください。



**問合せ先** 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑥番窓口) ☎939・1077

## まなりくん&みずどりはにわ LINE スタンプ販売中

40個 120円



友達にも、目上の人にも使える便利なゆるふわデザイン!

▲詳しくはこちら

**問合せ先** 魅力発信課(3階⑥番窓口) ☎939・1051